

森林法施行細則の一部を改正する規則の制定について

1 改正理由

森林法の一部改正に伴い、森林法施行細則に定めている様式について所要の改正を行った。

2 改正内容

林地開発行為の許可申請に当たり、申請者に提出を求めている誓約書（別記第10号様式）において引用している次の森林法の条文について修正した。

- ・森林法「第10条の3」が同法「第10条の3第1項」に改められたことから、「第10条の3」を、「第10条の3第1項」に改めた。
- ・罰則規定を定めた森林法第206条について、既存の第2号を第3号とし、新たな第2号を加える改正が行われたことを踏まえ、「第206条第1号若しくは第2号」とあるのを「第206条第1号から第3号まで」に改めた。

3 施行期日

令和8年4月1日